

令和6年度福島県における脱炭素×復興まちづくり実現に資する 調査委託業務の質問回答

令和6年7月10日

環境省環境再生・資源循環局

環境再生事業担当参事官付

福島再生・未来志向プロジェクト推進室

No.	質 問	回 答
1	「温室効果ガスの排出削減目標の設定」に関する審査基準の部分、当社を含めたホールディングス全体で設定しており、当社はその一員として目標達成を目指しています。当社単独での「温室効果ガスの排出削減目標」は設定しておりません。この場合、加点対象として認められるのでしょうか。	加点対象とします。ホールディングス全体での目標設定が分かる資料及び貴社がホールディングスの一員であることが分かる資料を添付してください。
2	「デコ活の実施」に関する審査基準の部分、当社を含めたホールディングス全体でデコ活宣言しており、当社はその一員として、デコ活に関する取組を行っております。当社単独での「デコ活応援団への参画及びデコ活宣言の実施」は行っておりません。この場合、加点対象として認められるのでしょうか。	加点対象とします。ホールディングス全体でのデコ活宣言が分かる資料及び貴社がホールディングスの一員であることが分かる資料を添付してください。
3	下記の過年度業務の報告書の閲覧は可能でしょうか。 <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度福島県における脱炭素と復興まちづくりを同時実現させる方策検討委託業務報告書 ・令和4年度脱炭素×復興まちづくりを推進するためのモデル検討委託業務報告書 	いずれも閲覧可能とします。
4	下記会合で発表・配布された資料の閲覧は可能でしょうか。 <ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素×復興まちづくりプラットフォーム全体会合(令和5年9月20日) ・令和5年度第二回全体会合(総会)(令和6年3月18日) ・これまで開催されたWG(WGごとのロードマップ等) 	脱炭素×復興まちづくりプラットフォーム全体会合(令和5年9月20日)及び令和5年度第二回全体会合(総会)(令和6年3月18日)の資料は閲覧可能とします。また、これまで開催されたWGに係る資料については、上記資料に含まれているため、そちらを以て替えさせていただきます。
5	(3) プラットフォーム総会の開催支援 <ul style="list-style-type: none"> ・9月頃の総会での参加者の交流会で、立食パーティーなどを行う場合、参加者から費用を徴収する形式で提案することは可能か 	交流会の開催形式に関わらず、参加者から参加費の名目で費用を徴収することは想定しておりません。また、本業務では飲食を伴う交流会の開催は想定しておりません。

No.	質 問	回 答
6	<p>(4) 過年度F S委託業務のレビュー及び事業化に係る課題抽出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業化に係る課題抽出及び事業性向上に向けた提言は「(2)の個別WGに還元することを想定しているか」あるいは「F S受託事業者や仮想事業者を想定して、整理をしていけばよいか」どちらを想定されているか 	<p>どちらも想定しています。なお、過年度F S委託業務に係る個別の事業化支援を行うものではないことに御留意ください。</p>
7	<p>(6) CO2削減効果の試算・評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕様項目中に「(1)で検討されている個別WG…」とあるが、「(2)で検討されている個別WG」と読み替えて問題ないか 	<p>申し訳ございません。ご認識のとおりです。</p> <p>(6) CO2削減効果の試算・評価</p> <p>(正)「(2)で検討されている個別WG…」</p> <p>(誤)「(1)で検討されている個別WG…」</p>
8	<p>(7) 効果的な広報戦略・PRの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報戦略の提案だけでよいのか、3つのイベントへの出展作業も行うのか ・出展も含まれる場合、イベントへの出展費の支払いや、ブースの設置に係る費用等も、本事業費の中に含まれるのか 	<p>出展作業もお願いします。また、3つのイベントの出展費は無料ですが、ブース設置に係る費用等は、本事業費の中に含まれます(出展に係る個別の費用については、適宜御相談いただくことになります)。</p>